

モーターボート競走法施行規則

1. 案内情報

- 手続名 : 競走終了後の報告
手続根拠 : モーターボート競走法施行規則第15条
手続対象者 : 施行者
提出時期 : 当該競走終了後2週間以内
提出方法 : モーターボート競走法施行規則第15条の報告書を所轄地方運輸局へ提出してください
手数料 : なし
添付書類・部数 : 正本1通及び副本2通
申請書様式 : 提出先にお問い合わせください
記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせください。

2. 窓口情報

- 提出先 : 関東運輸局船舶部監理課 045 - 211 - 7222
中部運輸局船舶部監理課 052 - 952 - 8019
近畿運輸局船舶部監理課 06 - 6949 - 6423
神戸海運監理部船舶部監理課 078 - 321 - 3147
中国運輸局船舶部監理課 082 - 228 - 8794
四国運輸局船舶部監理課 087 - 825 - 1186
九州運輸局船舶部監理課 093 - 332 - 8084

受付時間 : 提出先にお問い合わせください。

相談窓口 : 提出先と同じ

3. 手続情報

- 審査基準 : モーターボート競走法その他の法令に違反するものでないこと
標準処理期間 : なし
不服申立方法 : なし